

福岡県警察における情報セキュリティに関する対策基準の制定について（概要）

（令和５年福岡県警察本部内訓第１５号）

この内訓は、福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成１７年福岡県警察本部訓令第６号）第５条、第７条及び第８条の規定に基づき、福岡県警察における情報セキュリティを確保するために必要な対策その他訓令の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

主な内容として、

第１ 総則

第２ 情報セキュリティ対策の基本的枠組み

第３ 管理対象情報の取扱い

第４ 外部委託

第５ 警察情報システムのライフサイクル

第６ 警察情報システムの情報セキュリティ要件

第７ 警察情報システムの構成要素

第８ 警察情報システムの利用

第９ その他

などの項目からなっている。